

# 電波監理審議会（第1099回）議事録

## 1 日時

令和4年3月7日（月）15：00～17：16

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、笹瀬 巖（会長代理）、長田 三紀、  
林 秀弥、矢嶋 雅子

### (2) 審理官

越後 和徳、鹿島 秀樹

### (3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、  
三田 一博（総務課長）、飯倉 主税（放送政策課長）、  
岡井 隼人（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

野崎 雅稔（電波部長）、林 弘郷（総務課長）、  
荻原 直彦（電波政策課長）、小津 敦（基幹・衛星移動通信課長）、  
翁長 久（移動通信課長）、中里 学（電波環境課長）、  
柳迫 泰宏（電波政策課企画官）、田中 博（移動通信企画官）、  
伊沢 好広（電波利用環境専門官）

### (4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

## 4 目次

|  |    |
|--|----|
| (1) 開 会 .....  | 1  |
| (2) 議決事項   |    |
| 会長代理の選任について .....  | 2  |
| (3) 諮問事項（総合通信基盤局）  |    |
| ① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高度約1200kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入）<br>（諮問第7号） ..... | 3  |
| ② 航空機局の無線設備等保守規程の認定<br>（諮問第10号） .....  | 9  |
| ③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入）<br>（諮問第8号） .....                            | 16 |
| ④ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入）<br>（諮問第9号） .....                             | 17 |
| (4) 報告事項（総合通信基盤局）  |    |
| ① 令和4年度電波の利用状況調査 .....   | 27 |
| ② 2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの特定基地局の開設に係る認定申請の受付開始 .....                                     | 34 |
| (5) 報告事項（総合通信基盤局・情報流通行政局）  |    |
| 電波法及び放送法の一部を改正する法律案 .....  | 37 |
| (6) 諮問事項（情報流通行政局）  |    |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| ①   | 日本放送協会放送受信規約の変更の認可<br>(諮問第11号) .....       | 52 |
| ②   | 日本放送協会に対する令和4年度国際放送等実施要請<br>(諮問第12号) ..... | 55 |
| (7) | 閉会 .....                                   | 61 |

## 開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の3月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項が1件、諮問事項6件、報告事項が3件となっております。

最初に、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。2月26日付で兼松会長代理が御退任されまして、2月27日付で新たに弁護士の矢嶋雅子委員が任命されております。

一言御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○矢嶋委員 ただいま御紹介にあずかりました弁護士の矢嶋雅子です。これまで企業法務を中心とした弁護士業務に携わってまいりました。このたび新しく委員に就任させていただくこととなり、大変な重責と承知しておりますが、自身の経験、知見を生かせるよう精いっぱい努めてまいりたいと存じます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○日比野会長 矢嶋委員、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

あと、次に林委員ですけれども、2月26日付で任期満了となりましたが、2月27日付で引き続き委員に再任されました。どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 よろしくお願いいたします。

## 議決事項

### (1) 会長代理の選任について

○日比野会長 それでは、議決事項といたしまして、会長代理を選任したいと思いをします。

会長代理の選任については、電波法99条の2の2第4項におきまして、「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない」と規定されております。

私といたしましては、笹瀬委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○林委員 異議なし。

○長田委員 賛成いたします。

○矢嶋委員 異議ございません。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、会長代理は笹瀬委員ということでよろしいでしょうか。笹瀬会長代理、どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬代理 よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項の審議に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは、審議を開始いたします。

## 諮問事項（総合通信基盤局）

（１）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高度約 1 2 0 0 k m の極軌道を利用する衛星コンステレーションによる K u 帯非静止衛星通信システムの導入）

（諮問第 7 号）

○日比野会長 まず、諮問第 7 号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高度約 1 2 0 0 k m の極軌道を利用する衛星コンステレーションによる K u 帯非静止衛星通信システムの導入）につきまして、小津基幹・衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 小津でございます。

3 ページを御覧いただけますでしょうか。

本件諮問の背景としまして、近年、小型の人工衛星の実用化が比較的容易になったことがあります。これによって、通信の遅延時間が随分短い中軌道、低軌道に多数の小型衛星を打ち上げて、それらの小型衛星を連携させて一体的に運用する衛星コンステレーションが使えるようになりました。それによって、高速大容量通信などのサービスが利用できるようになっていきます。

従来は、地表から高度 3 万 6 , 0 0 0 k m のところに静止衛星を配置していましたが、今回の衛星コンステレーションで使う小型の衛星は 1 , 2 0 0 k m になります。これは、ちょうど 3 0 分の 1 の距離になりますので、その分遅延が明らかに減るということになります。これは、従来、例えば携帯電話で国際電話を使っていたときに遅延がありましたが、それが随分減るということになります。

こうした中、高度 1 , 2 0 0 k m の、北極の上空を通る円周軌道である、極軌

道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星システムが我が国においても導入される話が出てきております。これを受けて、情報通信審議会において技術的条件の検討を行いまして、昨年9月ですが、一部答申をいただいているところです。これを受けて今回、制度整備を行います。

具体的に今回のシステムは、このページの右下のとおりになっておりまして、大体600機の小型衛星を配置した衛星コンステレーションを作ろうとしています。非静止衛星ですので、同時に全世界でブロードバンドサービスを提供できるということです。

周波数帯はこの資料の右下のとおり、ユーザ端末と人工衛星の通信であるサービスリンクは10.7～12.7GHz、あるいは14～14.5GHzのKu帯の周波数帯です。それから、今度は資料の左側のとおり、インターネットと接続しているゲートウェイ地球局と人工衛星が通信するフィーダリンクは少し周波数帯が上がりまして、17.8～19.3GHz、あるいは27.5～30GHzのKa帯を使うこととなります。

具体的な利用につきましては次の4ページを御覧ください。

ここにあるとおり、陸上での可搬型の固定端末の利用だけでなく、飛行機や船、あるいは車に載せる形での移動端末での利用も考えています。

具体的な利用として、例えば、陸上の固定端末としては災害時のバックアップ回線、あるいは、まだ一部存在する携帯電話の不感地帯における基地局バックホールの提供などが想定されています。それから、移動端末であれば我が国の領海、領空において、飛行機、船、あるいは陸上の車両へのブロードバンド衛星サービスの提供という形になっております。

そうした中で具体的な今回の省令改正を5ページに整理しております。これが改正省令案の概要になります。これらの改正は必要的諮問事項を含むこととなりますので、今回諮問させていただくこととなります。



今回、5本の省令の改正を考えております。

具体的な中身として、まず電波法施行規則は、本システムにおいて包括免許を取得できるようにするものです。包括免許とは、ユーザ端末一台一台について無線局免許を取得する必要はなく、事業者の側でまとめて取得できるようにするものになります。

次に、無線局免許手続規則は、簡易な手続での免許申請が可能になる改正になります。

それから、無線局運用規則は、実際に発射する電波についての仰角、強さなどを規定する改正となります。

4番目、無線設備規則は、本システムの無線設備の技術基準を決めるという改正になります。

最後の5番目、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則は、技適の対象にする改正になります。

6ページが告示の一覧です。

今回、先ほど昨年9月に情報通信審議会の一部答申いただいたところだと申し上げましたが、その後にパブリックコメントを実施しております。これは昨年12月21日から今年の1月24日まで行いまして、その結果、3者から意見が提出され、これらの意見による案の修正は特段行っておりません。

9ページ以降が具体的な省令案を整理したものです。これらの他に告示等の改正も行う予定です。

今回答申をいただけたら、速やかに省令改正を行って施行していきたいと思っています。

よろしく願いいたします。以上です。

○日比野会長 小津課長、ありがとうございました。

それでは、皆様、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

笹瀬代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。内容的にはこれで問題もないと思います。

これは一つのシステムですけれども、これからいろんなシステムが出てきた場合に、同じように電監審、情報通信審議会でも審議はされているという理解でよろしいでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 高度が約500kmの別システムについて、去年の夏の電監審で答申いただいております、省令改正も完了しています。省令改正を官報で掲示したのが去年の8月となっております。システムごとに審議するということになっております。

○笹瀬代理 もう1点だけ確認ですけれども、このサービスリンクはKu帯ですが、フィーダリンクはKa帯ですよね。

○小津基幹・衛星移動通信課長 そうです。

○笹瀬代理 こういう場合はこういうKu帯静止衛星という名前で、それで全てカバーして問題ないということですね。

○小津基幹・衛星移動通信課長 それぞれ技術基準を定める過程で作業班を設けておりまして、その中で有識者の先生、あるいは同業他社の方々にご参加いただき、具体的な技術基準を検討しております。

○笹瀬代理 ですから、今回はサービスリンクのところの話だけという理解でよろしいですか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 今回はそうです。フィーダリンクについては、別途、個別の免許を取ることになります。

○笹瀬代理 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 長田でございます。技術のことが分かるわけではないんですけれども、どんどん大切な技術を制度化していくことだと理解しておりますので、賛成いたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 林委員はいかがですか。

○林委員 ありがとうございます。私からは特にございません。結構な改正提案だと思います。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

矢嶋委員はいかがでございましょう。

○矢嶋委員 私も基本的には賛成なんですけれども、1点だけ質問させていただいてよろしいでしょうか。

7枚目のパブリックコメントに対する考え方の欄の一番最初なんですけれども、許容できない干渉があれば直ちに除去しなければならないことが定められていることからという理由を記載されているところなんです、この許容できない干渉というのは技術的な基準が細則で定められているという理解でよろしいのでしょうか。それとも、ここには一旦何らかの評価というものが加わるのでしょうか。その点だけ質問いたしたく、よろしく願いいたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 これに関しては、ITUの中のRR（無線規則）に規定があり、規定では許容できない干渉と規定されています。具体的には、干渉があると考えた被干渉の事業者が自分の所属する主管庁を通じてITUへ申立てを行い、与干渉の衛星のファイリングを提出している主管庁を通じて与干渉の事業者に申入れをすることになります。

そこでどういった干渉があるかということを具体的に両者の間で議論するというプロセスを取ると理解しています。

○矢嶋委員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、業者の認識で決まるということなんですかね、許容できないというのとは。

○小津基幹・衛星移動通信課長 一義的にはそうなります。

○矢嶋委員 分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、日比野からです。昨年6月の諮問に続いて2社目ということですが、非常時の対策とか携帯電話の不感地域のバックホールでの活用等が期待できるということで、本諮問について全く異論はございません。

S o c i e t y 5.0 実現にも重要な技術エリアだと思いますので、ぜひ基幹技術の研究開発をはじめとして、総務省のサポートを引き続き期待したいと思います。

本諮問の規定整備自体は全く結構なことですが、ひとつ質問です。週末の報道によると、ワンウェブ、これは英国政府が出資をしているものですから、これまで打ち上げに使っていたと思われるロシアのソユーズへの登載を拒否されて、36機の打ち上げが中止になったりしているようです。そういう意味で今後のウクライナ、ロシアの情勢によっても、サービス開始に遅延が生じかねないかなと思ったりしました。これはまだ見通せないのかもしれませんが、もし何か分かれば教えていただけますか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 御指摘のとおり、ワンウェブはロシアのソユーズを使って打ち上げており、英国政府が出資していることを受けて、軍事に使わないことの確認を求めているということは、報道ベースで承知しております。

これに関しては私ども、深く関心を持っておりまして、事態の進展を見守っているところであります。

今後、整備が終わりましたら、事業者から正式な免許申請のプロセスに入ってくると思いますので、そのときも含めて事業者とはいろいろ話を続けていきたいと思っているところです。

○日比野会長 ありがとうございます。いずれにせよ、規定整備自体は大変結構だと思いますので、諮問には賛成でございます。

○小津基幹・衛星移動通信課長 世の中の動きともかなり連携している事案でもありますので、しっかり電波部としても注視したいと思っております。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

では、特になければ、これ以上なければ、諮問第7号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○長田委員 賛成です。

○矢嶋委員 賛成いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

## (2) 航空機局の無線設備等保守規程の認定

(諮問第10号)

○日比野会長 では、続きまして、諮問第10号、航空機局の無線設備等保守

規程の認定について、小津基幹・衛星移動通信課長から引き続き説明をお願いいたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 小津です。再びよろしくお願ひいたします。

本件は、航空運送事業者である日本貨物航空と琉球エアークommューターの2社から保守規程の認定の申請が来ており、その案件ということになります。

保守規程については、日本で24社ある定期運航事業者のうち、既に13社が認定を受けておまして、今回の日本貨物航空と琉球エアークommューターは14社目、15社目ということになります。

まず、この保守規程の概要について、2ページ目をご覧ください。

保守規程の認定制度自体は平成30年8月、すなわち2018年から運用を開始しているところです。この認定制度というのはどういうものかといいますと、左下の図のとおり、免許人はPDCAサイクルを自ら活用して無線設備の点検その他保守に関する規程、保守規程と言ってありますが、を作成して、大臣の認定を受けます。認定を受けた後は、自らが行う点検、あるいは保守について、実施状況や不具合状況の報告を年1回行うということになります。

2ページ目の右下ですが、主に無線設備の保守は、2種類あり、一つ目は電気的特性の点検、ベンチチェックと言っているものです。これは実際に機体から無線設備を取り下ろして行う検査です。2つ目に総合試験といって、実際に機体を飛ばして無線機の電波の発射試験を行うものです。

この2つについて、点検の間隔というのを拡大することが可能になります。すなわち、黄色い部分ですが、左側の従来の定期検査から、右側の保守規程の認定制度に移行することになります。例えば、物によっては今まで1年に1回毎年やらないといけなかったものが5年に1回になることになります。

この従来の定期検査を維持するのか、保守規程制度に移行するのかは各エアラインの判断にらせております。現在のところ、13社、24分の13社が保

守規程に移行しております。

次に、今回申請した2社の申請に係る審査についてご説明させていただきます。

3ページ目は、認定に係る審査基準です。特に4つの柱があります。

1つ目は、施設や組織の体制がきちんと取られているか。2つ目は、信頼性確保のための管理値、これは定量的に信頼性確保の管理をしてもらうため、そのやり方がどうなのかというのを見ます。3つ目は、点検保守の実施方法と点検保守の間隔の確認です。4番目は、品質管理の不具合や発生した場合の対処措置が実施できる仕組みがしっかりと考えられているかです。

4ページ目は、2社の申請の概要です。

日本貨物航空は、名前のおり貨物便を運航している会社で、無線局数が8局、要するに8機の飛行機を保有しています。日本で唯一ボーイング747を持っている航空会社でもあります。

次いで、琉球エアークommuter株式会社、飛行機5機なので無線局数は5局ということになります。日本航空の子会社に沖縄を中心に飛行している日本トランスオーシャン航空、JTAというのがあり、その子会社が琉球エアークommuterです。特に離島経路などを飛んでいるということです。

5ページ目、6ページ目は日本貨物航空の保守規程の概要です。

日本貨物航空による信頼性管理の管理値は7ページです。アラートが出た場合には不具合状況を調査分析して、必要な対応をするということになります。

8ページ目は、日本貨物航空の検査の間隔や搭載設備です。

9ページ以降は、琉球エアークommuterです。彼らの規程の概要は9ページ目と10ページ目です。

先ほど出てきました管理値は11ページです。

琉球エアークommuterの場合、先ほどの日本貨物航空とは違う形で計算し

ます。

1 2 ページが彼らの検査間隔と載せる設備です。

これらについて審査した結果は1 3 ページ、1 4 ページのとおりです。3 ページの審査項目に照らして審査した結果、いずれも関連法令に適合していると認められますので、今回、諮問させていただきます。

答申を受けた場合、申請者が速やかに認定制度による点検保守作業を実施できるよう4月1日付の認定をしたいと思っているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○日比野会長 小津課長、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○笹瀬代理 素朴な質問ですが、琉球エアークommューターはどちらかというところ短距離を頻繁に飛ぶような飛行機で、貨物はまだジャンボが飛んでいるという話ですが、飛行時間というより、むしろ離着陸の回数とか、それから、積載量というんですか、そういうことは関係ないのでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。私たちがよく事業者の人たち、認定を受けた事業者も含めていろいろ情報交換を定期的に行っていますが、その中で特に最近議論しておりますのは、コロナの影響によって故障の傾向が変わっているかという点です。それでよく話が出てきていますのは、時間、部品の故障というのはおそらく大きなものとして、利用を始めてからどれぐらい時間がたったのかということ、それから、実際の飛行時間がどれほどあったのかという、その2つの指標があるかという話をしております。それについて、コロナの関係では特段今のところ大きな変化はないと各社は言っています。



今、先生から御指摘のありました離着陸の回数というのは、これまであまり議論になっておりません。ただし、今後そういったことについては、事業者とこういった観点はどうだということでもいろいろ聞いていきたいと思えます。

ただ、離着の回数というのは、おそらく変数としましては部品を取り付けてから現在に至るまでの時間分の、実際に飛んでいる時間の比率みたいなもので一つ近似できるのではないかという気もいたしますが、その辺りも含めてどうなのかというのをエアライン各社に聞いてみたいと思えます。

先生の質問に直接答えることはできませんが、今こういうことを考えております。ありがとうございます。

○笹瀬代理 ありがとうございます。多分コロナの関係でこういう飛行機の飛ぶ回数も旅客は減っていると思えますけど、逆に貨物は増えているか、同じか、あまり変わっていないかだと思えます。

○小津基幹・衛星移動通信課長 貨物は増えていると思えます。

○笹瀬代理 ですよ。そういうことから見ると、やっぱり離着陸回数とか、そういうものも含めて何かデータを取っていくと、一律に何年というのが本当にいいのかどうかというのが、フィードバックで追っかけられますので、そういうことをぜひお願いしたいと思えます。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○笹瀬代理 よろしくお願ひします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 実際、貨物便と旅客便のうち、旅客便向けの機材を貨物便で飛ばすことが割と増えたということが一つあると思えます。

それから、先生の言われた点については調べたいと思えます。ありがとうございます。

○笹瀬代理 以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。同じような諮問をこれまでも受けてきていて、今回たまたまその2社の信頼性管理の管理値が2種類、まるで違うということで、素人の質問で恐縮なんですけれども、琉球エアークommューターさんが言っている不具合というのは、日本貨物さんのほうがおっしゃっている取り下ろしまではいかなないものも含めてということになるのでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 不具合については、実際に取り下ろしを行った上で不具合があった件数を見えています。

○長田委員 じゃ、取り下ろしは行っているということですね。

○小津基幹・衛星移動通信課長 そうです。

○長田委員 分かりました。双方ともそれに加えた視点もお持ちということですよ。

○小津基幹・衛星移動通信課長 そうです。

○長田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小津基幹・衛星移動通信課長

それから、もう1点よろしいでしょうか、この機会に。この管理値自体を彼らは1回決めておしまいということになっておらず、毎年1回3月末で締めて6月末までに実施報告を出してもらいますが、そのときに来年度どうするかということも併せて決めてもらうことにしておりますので、ある意味、管理値というのは毎年変動させていくことになっています。

ただ、コロナの時期で変えることがあるかと思って見ていましたけれども、特段変えるに至らないと各社自ら判断しておりますので、管理値というのは結果的に変わらないで今のところ推移しているものです。

○長田委員 分かりました。ありがとうございました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 林委員はいかがでしょうか。

○林委員 私からはございません。ありがとうございます。

○日比野会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 新参者的な質問で恐縮なんですけれども、今回のものは基本的には自社内で全部、点検と確認を両方とも行うということで、第三者的な視点からの確認というか、監督というんでしょうか、こういったのはどういうプロセスで行われるということになるのか説明をいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。これにつきましては、総務大臣に年1回報告してもらうことになっておりますので、その中でそういったプロセスがきちんと回っているかどうか、あるいは規程自体が適切なのかということ年1回見るということにしております。

○矢嶋委員 やはり、きちんとした報告がなされることがベースでのチェックということになるということですね。

○小津基幹・衛星移動通信課長 はい。

○矢嶋委員 分かりました。特段何か現状で問題があるというわけではないんですけれども、報告する側に悪意があると不正の発見はなかなか難しいのかもしれないんですが、そういうことが疑われるような状況でないと理解しております。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ある意味、これは規制緩和要望を受けて始めたもので、事業者の自主性を尊重する形でやりたいと思っているところです。なので、リスクをマネージする、リスクを管理する体制を自ら整えて、自らやっている結果を定期的に報告するのが事業者の役目。そういったプロセスが守られていることを、リスクの管理がしっかりとマネージされていることを確認するというのが行政側の役目と、そういう役割分担となっていると理解しています。

○矢嶋委員 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野も特に諮問事項に対しては賛成ということで、大変結構だと思います。  
今回の2社を加えると、先ほどの話で24社のうち13社ですか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 15社になります。

○日比野会長 24社中15社と、過半となってきたということですね。  
タイミング的には新制度導入とコロナ禍突入が同じような時期で、なかなか難しいところもあったと思いますが、順調にこの制度が活用されて、効率的な保守に向けた取組が進んでいるということで大変結構だと思います。

得られた知見の共有等も目的にあったと思いますが、そういうことも含めてよりよい制度を目指していただければと思います。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第10号は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

○笹瀬代理 賛同いたします。

○矢嶋委員 賛同いたします。

○林委員 結構です。

○日比野会長 それでは、原案どおり決するという事にいたします。ありがとうございました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入）

(諮問第 8 号)

(4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入)

(諮問第 9 号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第 8 号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入) 及び諮問第 9 号、周波数割当計画の一部を変更する告示案 (空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入) について、中里電波環境課長及び荻原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○中里電波環境課長 電波環境課でございます。諮問第 8 号部分につきまして御説明いたします。

まず、1 枚目の今回の諮問の概要でございます。空間伝送型のワイヤレス電力伝送システムでございます。

電波を 5、ないし、10 メートルの距離で送受信することによりまして電力を伝送するというものでございます。これによるメリットですけれども、有線接続は不要であるということ、それによりまして、煩わしい電池交換等から解放されるということで、工場内で利用されるセンサー機器への給電等の利用が見込まれているものでございます。

本件の技術的条件につきましては一昨年 7 月に一部答申を受けてございます。一定の要件を満たす屋内での利用についてということで答申を受けているものでございます。その内容につきまして、今般、電波法施行規則等の一部改正を行うものでございます。

2、3、4 につきましては後ほどの資料で触れさせていただきます。

資料3 ページを御覧いただければと思います。今回、ワイヤレス電力伝送ということで、システム全体の話を書いてございます。

大きく2つございます。左右に分けてございますけれども、左側にありますのが近接結合型のワイヤレス電力伝送システム。これにつきましては既に実用化が一部されているものでございます。歯ブラシですとか、ひげそり、スマートフォンへの充電などに既に利用が進んでいるものでございます。送電距離としましては数ミリ、ないし、長くても数十センチ程度ということでございます。

それに対しまして、今回諮問させていただいているのが空間伝送型のワイヤレス電力伝送システムでございます。絵にありますとおり、送受信機の間を空間を通信と同様に電波が伝播いたしまして、そこから必要な電力を取り出すということで、送電距離としては数メートル、ないし、10メートル程度ということで、この距離が大きく変わるものでございます。

ただし、空間を伝送するというので、効率としては数%以下ということで、伝送効率はどうしてもあまり大きくないシステムになってございます。

続きまして、4 ページでございます。今回の空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのユースケースでございます。

工場ですとか倉庫といった屋内空間におきまして、センサーですとか電子値札等への充電が期待されているものでございます。

繰り返しになりますけれども、ワイヤレス化によりましてケーブル等が不要になるということで、それによる生産性向上、効率化ということで期待がされているものでございます。

5 ページに今回対象となります3つの周波数帯、左から920MHz、2.4GHz、5.7GHz、既に技術開発が進んでおります。上に電気を送る側の送電装置、下に対応する受け取る側の受電装置のイメージといたしまししょうか、一部開発が進んでいるものを貼り付けてございます。一般的には上にある送電装

置を天井などに設置して、その下にある受電装置において電力を受けるという  
ものでございます。

6 ページに制度整備の概要を示してございます。

空間伝送型のワイヤレス電力伝送システムですけれども、ニーズですとか、  
早期実現性ということを踏まえまして、段階を踏んで検討を進めることとされ  
てございます。その第1ステップが今回の制度改正に当たります。

具体的には、920MHz、2.4GHz、5.7GHzの3周波数帯につき  
まして、工場等の屋内における小電力伝送を想定しているというものでござい  
ます。

繰り返しになりますが、一昨年7月に情報通信審議会から一部答申をいた  
だいておりまして、一定の要件を満たす屋内での利用について構内無線局とし  
て制度化するため、下に書いてあります主な改正点につきまして改正をするも  
のでございます。

具体的には、無線設備規則におきましてワイヤレス電力伝送システムの技術  
基準の規定ですとか、それから、一番下になりますけれども、電波法施行規則  
におきまして、他の無線局への混信防止ですとか、人体への安全確保というこ  
とで、そういった要件を定めているものでございます。

続きまして、7ページ、関連します告示が幾つかございますので、改正をし  
たり、新たに告示を定めたりするものも今回の改正内容に含んでいるところで  
ございます。

続きまして、8ページを御覧いただければと思います。3つの周波数帯の主  
な技術基準を表形式でまとめているものでございます。

一番左、低い周波数帯の920MHz帯でございますけれども、構内無線局  
ということで、電子タグ、RFIDとも呼ばれますが、そのリーダー・ライター  
とほぼ同一の基準ということになってございます。

右2つの2.4GHz、5.7GHzにつきましては新しく定めるものですが、空中線電力を見ていただきますと15W以下、32W以下ということで、それなりに大きな出力が出るものと考えてございます。

続きまして、9ページでございます。非常に重要な他の無線局への混信の防止に係る条件というものでございます。

非常に雑駁な表でございますけれども、3つのバンドにつきまして、どういった場所で運用が可能であるかと、そのときの空中線の方向などの要件、下のほうにイメージをつけてございますけれども、そういったことで混信を防止しようという条件を付してございます。

それから、続きまして、10ページでございます。

今のイメージと少し関係いたしますけれども、人体への安全性の確保に係る条件ということで、920MHz帯につきましては有人環境も可能としてございます。ただし、容易に人が出入りしないようにすることを定めてございます。

2.4GHz、5.7GHzにつきましては原則無人環境ということで、もし人が立ち上がった場合には即座に電波の発射を停止するということを求めてございます。

それから、11ページでございます。

1月の中旬から意見募集を行いまして、全部で40件の意見提出がございました。そのうち賛同意見は34件、そのうちの半分以上において、さらなる制度整備も期待ということが述べられております。続きまして、反対意見が3件、干渉調整に関する意見が2件、質問が1件。ページの下の方に、主な賛同意見を表の上側に、それと、表の下側に反対意見をつけてございます。読み上げ等は割愛をさせていただきます。

あと、最後、12ページになります。参考資料でございますけれども、今後



についてということで今回の検討内容と密接に関連いたしますので、ここだけ触れさせていただきます。

今回の制度整備を第1ステップと考えてございます。では、第2ステップ以降は何かといいますと、下の絵に書いてございますけれども、屋外における利用ですとか、電波を天井から下にということではなくて、下向き方向以外の電波発射ということもいずれ期待されているものでございます。それから、右のほうに行きまして、有人環境、人がいる環境においても利用したいと、こういうニーズが出てくるものと考えているところでございます。

駆け足になりましたが、電波環境課の説明は以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

続いて。

○荻原電波政策課長 続いて、諮問第9号について説明させていただいてよろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○荻原電波政策課長 電波政策課長の荻原と申します。

今説明のありました空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムを導入するための周波数割当計画の一部を変更するものでございます。

資料の2ページを御覧いただければと思います。

変更の内容ですけれども、上の表の赤字の箇所が変更を行う箇所でございます。

まず、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムが使用する920MHz帯と2.4GHz帯、それから、5.7GHz帯の各周波数割当表のうち、移動業務における一般業務用の無線システムとして、周波数の使用に関する条件の欄に無線電力伝送用を追記するとともに、併せて具体的な割当て周波数について、下の表になりますけれども、無線電力伝送用構内無線局の周波数表によること

とするというを新たに追加するものでございます。

資料の1ページに戻っていただきまして、施行期日、3番目の項目でございますけれども、答申受領後速やかに周波数割当計画を変更してまいりたいと考えております。

また、4の意見募集結果につきましては、諮問第8号の省令改正案と同時期に意見募集を行いまして、結果につきましては先ほど説明のありました省令改正案の意見募集結果を参照させていただく形とさせていただきたいと思っております。

諮問第9号の説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、この8号、9号につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 非常に良いシステムだと思うんですけれども、素朴な疑問で天井につけて、それで指向性をつけて60度ということになると、結局地面に置くセンサーの場所がかなり限定されると思うんですけれども、これは上のほうの送電装置から受電装置に向けて指向性を調節できるような仕組みになっているんですか。

○伊沢電波利用環境専門官 電波環境課の伊沢と申します。御質問いただきましてありがとうございます。

資料の9ページ目を御覧いただければと思います。

空中線を天井から下向きに配置するということにはなりますが、指向方向は下向きプラスマイナス60度以内で可変可能としてございますので、この範囲内でビームを振ってセンサーの方向に電波を出していくという形を想定してございます。

○笹瀬代理 分かりました。ということは逆に言うと、受電装置は複数個あっても構わないわけですね。例えば、1個だけの天井に設置したセンサーで地面に設置した複数のセンサーとおこなうとすると、同時には1つのセンサーとしか通信できないため、地面に設置された複数のセンサーとの通信するために、時間で切り替えるか、ビームを切り替えることもできるという理解でよろしいでしょうか。

○伊沢電波利用環境専門官 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、2.4GHz帯及び5.7GHz帯につきましては指向性を有するアンテナを想定してございますので、給電する受電装置の方向にアンテナの指向性を向けて、複数の受電装置がある場合には、時間で切り替えて、他の方向にビーム方向を変えていくということを想定してございます。他方、920MHz帯につきましては幅広く複数の受電装置に同時に給電することが想定されているものでございます。

○笹瀬代理 分かりました。ということは、これは受電装置が移動しても大丈夫だということですか。つまり、ある程度、多少動いても、例えばそれはトラッキングするんですか。それとも、あらかじめもう置く場所が決まっていて、それを送電装置等に前もって教えておいて、そこに向けて時間的に切り替えるという理解でよろしいですか。

○伊沢電波利用環境専門官 御質問ありがとうございます。920MHz帯につきましては幅広く電波を発射いたしますので、移動しても受けられる形になりますが、指向性を有します2.4GHz帯及び5.7GHz帯につきましては受電装置からその位置を示すビーコン信号を出し、その信号を送電装置が受けて、受電装置の位置を推定してその方向にビームを向けていくという形になっておりますので、移動しても大丈夫な仕組みになってございます。

○笹瀬代理 分かりました。これは御存じのとおりかなり高い周波数で、当然、

距離も長いですから、減衰もそれなりにあるので、出力も、多分、15倍とか30倍、つまり、15Wとか32Wの出力で、減衰もありますので、なるべく有効につかわなきゃいけないので、そういう意味では安全性の面で人が入ってきたり何かあったりすると困るというのはそのとおりなので、今の提案は非常に良いと思います。なお、次のステップとして、例えば下から吹くとか、ある意味では技術的にかなり頑張んなきゃいけないという気はするんですけども、例えば第1ステップとしてはこれで良いと思います。

以上です。

○伊沢電波利用環境専門官 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょう。

長田委員、いかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。大変便利になるということは分かりました。今、笹瀬先生の御指摘もあったように、今後についてのところを見ていると、有人環境においてもほかの電波が使われるようになっていくと、普通の皆さんに理解していただくということも大切かなと思います。安全性をきちんと考えて基準をつくっていくということを理解はしたんですけども、そのことが何となく知らないうちにそうになっていたではなく、ちゃんとステップを踏みながらきちんと理解を求めていくというのが大切だということと、もう一つは、やっぱりそれが今使われているかどうかというのが目で見て分かるというか、表示とか、何かそういうものも大切になっていくかなと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○中里電波環境課長 承知しました。御意見、コメントありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。1点だけ質問というかコメントなんですけれども、諮問第8号のほうの11ページ目です。JARLさんの意見の概要が載っていて、言葉が非常に穏やかでないなと思いながら見ていたんですけども、JARLさんは技術基準の策定の段階から一貫して反対しておられて、ワイレス電力伝送システムというのは電力の伝送の効率が悪いみたいなこともおっしゃっていたと思いますし、それから、そのことはここにも書かれてあると思うんですけど、あと、電波・電力の無駄遣い、時代逆行以外の何物でもないというところ、あと、アマチュア無線に妨害が発生するというを前提にしたシステムになっているので反対だということもこういう記述からは読み取れるんですけども、いただいた意見というのは、理解不足と言ったら語弊がありますが、まだ十分に御理解いただいていない部分もあろうかと思っておりますので、その辺り、御理解いただくように、既にもういろいろやられていると思うんですけども、引き続きこのシステムのメリットであるとか、有用性についてご理解いただく努力をしていただければなと思っております。

以上です。

○中里電波環境課長 林委員、コメントありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、このシステムは主に通信を目的としてきました既存の無線システムとは性格がかなり異なるものでございますので、長田委員からもコメントございましたが、そもそもそれを使っているのかどうか周りから見えるようにするということも含めて、今後しっかり対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

○林委員 よろしくお願いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょう。

○矢嶋委員 私からはこの点については特段質問、意見ございません。賛成い

たします。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野からも基本的に異論はもちろんございません。Society 5.0実現に大きく資する技術なんだろうと思います。大変便利になって、いいと思います。

ただ、長田委員や林委員がおっしゃったとおり、丁寧な、そして適切な運営がなされて、第2ステップに円滑に進めるように丁寧にフォローアップいただければと思います。

質問は、第2ステップ以降について、諮問第8号の資料で言うと12ページだと思います。第1ステップに入るところでお聞きするのもなんですけれども、第2ステップ以降というのは、ざっくりいつ頃を想定され、時間軸的にはどんな感じの展開となるのでしょうか。また、諸外国ではもうちょっと進んだところまでやっているところもあるのかということをお教えいただければと思います。

○中里電波環境課長 会長、ありがとうございます。まず、私のほうから1点目について回答させていただきます。

一部答申を審議会からいただいたという話をいたしました。約2年前の答申時の資料には、2023年頃を目途に第2ステップのための干渉調整等を検討していくことが必要であると書いてございました。現在、第2ステップに向けた技術開発をやっておりますので、そういった状況を見据えながら、早くても23年頃に技術的条件の検討というようなスケジュール感かなと思ってございます。

もちろん、スケジュールありきで考えているわけではございません。今後、周りの状況、海外の状況も含めて検討し、しっかりと対応していきたいと思っております。

○伊沢電波利用環境専門官 もう1点の御質問でございますけれども、このシステムの導入は、まだ各国でも始まったばかりでございます、各国ともいろいろ試行錯誤しながら導入が進められているところと承知してございます。

アメリカなどの例ですと、もともと日本よりも電波法の規律が緩いということもございまして、特に屋外ですとか、有人環境に関する制限は置かれていないものと承知しておりますが、アンテナからの距離程度の制限はあるものと承知してございます。

○日比野会長 なるほど。アメリカは規制がちょっと緩い分、若干進んでいるというところなわけですね。

○伊沢電波利用環境専門官 おっしゃるとおりでございます。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。結構です。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第8号及び諮問第9号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行います、委員の皆様よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○矢嶋委員 賛成いたします。

○笹瀬代理 賛成です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

## 報告事項（総合通信基盤局）

### （1）令和4年度電波の利用状況調査

○日比野会長 では、続きまして、報告事項になりますが、令和4年度電波の

利用状況調査につきまして、萩原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○萩原電波政策課長 電波政策課の萩原でございます。報告事項でございます。令和4年度の電波の利用状況調査の方針について御説明させていただきます。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。

電波は中段の帯でございますように低い周波数帯から高い周波数帯まで様々な用途で使われておりまして、その利用状況を毎年調査しております。令和4年度は714MHzよりも低い周波数帯の利用状況を調査することとしております。

3ページ目を御覧ください。

様々な電波利用機器が国民生活に浸透しているわけですけれども、左の絵、こちらが令和4年度の調査対象となる714MHz以下の機器のイメージでございます。

4ページ目を御覧ください。

周波数再編のサイクルでございますが、左側の利用状況調査と評価に基づきまして周波数再編アクションプランを毎年策定しております。また、必要があれば右側の周波数割当計画に反映しまして、周波数の移行ですとか、新しい技術の導入などを促していくというものでございます。

5ページ目を御覧ください。令和4年度の利用状況調査の全体像でございます。

調査対象は先ほど申し上げましたように714MHz以下の周波数を利用する令和4年4月1日現在で開設している無線局ということでございます。ちなみに、前回の調査では無線局数が約415.8万局、免許人数は約155.1万者が対象となっております。

調査の方向ですけれども、中段に3つございます。1つ目が左側のPARTNER調査です。総務省が有しているデータベースから機械的に抜き出しまし



て、免許人の数、無線局の数、使われている電波の型式などを統計します。2つ目が真ん中の調査票による調査になります。免許人の方々に調査票を送りまして、運用状況ですとか、将来の移行計画を調査するというものです。3つ目が右側の電波の発射状況調査です。対象は重点調査システムということになります。

4番の評価方法になりますけれども、無線局の増減ですとか、社会的な重要性や災害時の備えなどを評価するとともに、重点調査対象システムに関しては実際の運用時間ですとか、エリアの利用状況等を分析、評価しまして、最後、総合評価ということになります。

6ページ目を御覧ください。

重点調査対象システムでございますけれども、上のほうに①から④がございます。1つ目が周波数の使用期限の条件が定められているもの、2つ目が周波数再編アクションプランで対応が求められているシステム、3つ目が新たな電波利用システムに関して需要があるシステム、4つ目が国際動向を考慮して周波数の再編の検討が必要なシステム、この4つの基準を総合的に勘案して対象システムを選定しております。

令和4年度につきましては中段の表にあります4つのシステム、大きく分けると2つのシステムになりますけれども、対象としたいと考えております。

1つ目は航空無線でございますして、飛行機に搭載しています無線局と地上の管制側の無線局ということでございます。周波数再編アクションプランにおきましては、VHF帯の航空移動業務用無線が近年逼迫してきているため、免許人による無線設備の導入及び更新計画に配慮しつつ狭帯域化に向けたチャンネルプランの検討を行うとしております。今回の調査では無線局の更新計画について把握しまして、チャンネルプランの策定に生かしてまいりたいと考えております。

大きく分けた2つ目ですけれども、市町村役場から地域住民に対する災害情報等の通報を行うために利用される市町村防災行政同報無線でございます。周波数再編アクションプランでは、平成27年に技術基準を策定した従来よりも低廉なシステム構築が可能なデジタル方式と、そのメリットを自治体に周知し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式への早期移行を推進するとしていくところでございます。今回の調査におきましてはアナログ無線の移行計画等について詳細を把握してまいりたいと考えております。

7ページと8ページ目は、調査票により調査を行うシステム一覧となっております。

いずれも表の右側でございます周波数アクションプランに何らかの取組を記載されているものを調査しております。特に、8ページのほうを御覧いただきまして、周波数再編アクションプランに加えまして、これらは昨年8月に取りまとめられました電波政策懇談会の報告書におきまして、デジタル化などの方向性を確認した公共業務用の無線局でございます。これらについて、移行計画ですとか、無線局の動向を調査票により把握したいと考えています。

9ページ目を御覧ください。

調査スケジュールになりますけれども、中段に令和4年度の調査の線表がございます。4月1日を調査基準日としまして、6月から7月にかけて調査票による調査を行ってまいります。調査結果については、集計して分析をした後に、来年1月から3月にかけて評価結果案を全国、各地方局ごとにまとめまして、来年7月頃に評価結果案を諮問させていただきたいというものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○日比野会長 荻原課長、ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

笹瀬代理、いかがでしょう。

○笹瀬代理　こういう調査は非常に重要だと思ひまして、萩原課長がおっしゃったように、やはりデジタル化をするときに各市町村にどういふメリットがあるかというのがうまく伝わるような仕組みがあるといいと思ひます。既にもう導入されているところに関して何かコメントを言ひていただいて、これからデジタル化をしようと思ひされている市町村がより導入しやすくなるような、そういう仕組みがあると非常にこの調査が役に立つと思ひます。よろしくお願ひします。

○萩原電波政策課長　ありがとうございます。今おっしゃっていただいたようなことも含めて、自治体の方々にデジタル化のメリット、インセンティブが湧くような形に持っていくように考えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○日比野会長　ありがとうございます。

長田委員はいかがでしょう。

○長田委員　適切に進めていただければと思ひております。よろしくお願ひします。

○萩原電波政策課長　ありがとうございます。

○日比野会長　林委員はいかがですか。

○林委員　ありがとうございます。1点、確認をさせていただければと思ひますけれども、市町村の防災行政無線のデジタル化、アナログからのデジタル化への移行について、それも調査するという話だったと思ひますが、市町村の防災行政無線のデジタル化率というのは、全国だと今何%ぐらいでしたでしょうか。

○萩原電波政策課長　今データを手元に持ててございませんので、後ほどお知らせさせていただく形でもよろしいでしょうか。

○林委員 結構です。趣旨は、着実にデジタル化は進んでいると思うんですけども、それでもなおデジタル化にはまだ道半ばというところが結構あって、地域ごとにも格差がありますよね。デジタル化率が低いところ、例えば北海道はそうだと思うんですけども、デジタル化率がまだまだ低いところもあれば、それなりに進んでいるところもあって、そのバラツキをならして、全国的にデジタル化率を底上げしていくということが重要だと思うんですが、そこにはいろいろ課題がこれまでもいろいろ提起されており、例えば戸別受信機が適切に配布されていないとか、あるいはデジタル化のための予算の問題、これが非常に大きいと思うんですけど、その辺りも含めて、さらにこれをペースアップしていくにはどういう課題が必要かというところを含めて、調査をしていただくとありがたいなと思っているところでございます。

以上です。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。国に関しては、先ほど申し上げた懇談会の中で方針を具体的に示していただいたんですけども、自治体につきましては、今、御指摘いただきましたように、システムによっても地域によってもかなり取組にばらつきがございますので、まずはそういった実態をしっかりと把握するということと、あと、課題を具体的に抽出できるように、調査を行いつつ検討を進めてまいりたいと思います。

○林委員 ぜひよろしく願いいたします。

○日比野会長 矢嶋委員はいかがでございましょうか。

○矢嶋委員 調査、大変重要だと思いますので、この計画どおり進めていただくことに異存ございません。

1点、質問なんですけど、調査票調査につきまして、過去の事例からいたしますと、調査票の回答率というか回収率というんでしょうか、これはそれなりのボリュームが見込めているものなんでしょうか。

○荻原電波政策課長 数字を今確認したんですけど、98%から99%の回答率だということです。

○矢嶋委員 そうですか。それでしたら安心いたしました。実態がきちっと把握できる調査手法だと理解いたしました。ありがとうございます。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 日比野からは特段無いですが、強いて言いますと9ページのところです。電波法改正に伴って電監審の機能強化の場合にはこのスケジュール等が微妙に変わってくるんだろーと思いますけれども、法案成立後、スケジュール等についてまた改めて報告いただければと思います。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 よろしくお願ひします。

それでは、本報告事項につきましては終了いたしたいと思ひます。ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございました。

(2) 2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの特定基地局の開設に係る認定申請の受付開始

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項、2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの特定基地局の開設に係る認定申請の受付開始について、田中移動通信企画官から説明をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 移動通信企画官の田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2.3GHz帯のダイナミック周波数共用方式による5Gの割当てにつきまして、資料に基づきまして御報告させていただきます。

令和2年の電波法改正によりまして、既存の免許人が使用していない場所、時間帯で、動的に周波数を割り当てることができるというダイナミック周波数共用方式が実現いたしましたけれども、今回、2.3GHz帯で初めてこの方式によって携帯電話に周波数を割り当てようとするものでございます。

5Gの割当てとしましては、2019年、平成31年4月、それから、2021年、令和3年4月に続きまして3回目の割当てとなります。

資料の1ページ目を御覧ください。

この開設指針の案につきましては、去る2月2日の電波監理審議会に諮問させていただいた上で、適当である旨、御答申いただきましたので、速やかに官報に掲載する手続を取りまして、先月になりますけれども、2月28日に官報に掲載することができました。

開設計画認定申請の受付は同日2月28日の月曜日から3月31日の木曜日までの間、受付を行うこととなります。

その後、開設計画の認定申請がございましたら、絶対審査、比較審査を行った上で、年度を改めますけれども、来年度4月または5月の電波監理審議会に諮問させていただいて、御答申を得られましたら携帯電話事業者1者に対して割当てを行おうとしております。

なお、本日つけています資料の2ページ目から7ページ目につきましては、2月2日の電波監理審議会のときの資料をそのままつけてまいりましたので、本日の審議会では御説明を割愛させていただきます。

最後に、資料の8ページ目と9ページ目でございますけれども、こちらは2月28日に開設計画に係る認定申請の受付を開始した旨の報道発表資料でございますので、こちらもお目通しいただければと思います。

私からの冒頭の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○日比野会長 田中企画官、ありがとうございます。

それでは、本件につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

笹瀬代理、よろしいですか。

○笹瀬代理 結構です。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 今回はこれで進めていただくこととなりますけれども、いずれその認定の前にまた諮問をいただくことになると思いますが、やはり比較審査基準のところ、いろいろ5年後にどうあるかということで、何をどう評価されたのかということも含めて直接お話を伺えるといいのではないかなと思って、このところずっとヒアリングの場を御用意いただいていますけれども、そういうことも視野に入れて御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○田中移動通信企画官 長田先生、ありがとうございます。長田先生からもお話がありましたとおり、これまで過去2回の5Gの開設計画の認定の申請に当たりましては、いずれも開設計画認定申請を行ってきた事業者からのヒアリングは実施しておりました。

ただ、今回は、例えば本日の資料の6ページ目を見ていただくと、基地局の数だとか、特定基地局開設料の金額とか、出されてきた数字で比較して客観的に大きい、小さいが決まるものですので、これまでと同様にヒアリングを行うかどうかにつきましては、審議会の先生方の間でお決めいただくべき事項だとは思いますが、これまでの過去2回とは違うかもしれないとは思っております。よろしく申し上げます。

○長田委員 ありがとうございます。例えば、条件不利地域での開設数、条件不利地域といってもいろいろあると思いますので、どういうところを選択して、どういう理由でそこを選択したのかなどが伺えればいいんじゃないかなと私は個人的には思いましたので、また委員のほうで御相談させていただければと思

います。よろしく申し上げます。

○日比野会長 まだ申請者が確定していない段階だと思いますけど、申請者ヒアリングについては今後検討を事務局も交えて行うということでよろしいですか。

○長田委員 ぜひ申し上げます。

○日比野会長 林委員はいかがでしょうか。

○林委員 私も特にございませんけれども、今回、配点やその考え方も含めて公になったというのは大きな前進で、非常に賛同いたしているところでございます。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からは特段、意見、コメントはございません。賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

○田中移動通信企画官 ありがとうございました。失礼いたします。

○日比野会長 それでは、続きまして、情報流通行政局の職員に入室をするよう御連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原ですけれども、先ほど私の利用状況調査の説明の中で、データが手元にないと申しあげました市町村の同報系防災行政無線のデジタル化の状況ですけれども、今、1,350自治体のうち87%がデジタル化済みということになっております。

先ほどお答えできなかった部分でございまして、申し添えさせていただきます。



○日比野会長 ありがとうございます。

○荻原電波政策課長 失礼します。

## 報告事項（総合通信基盤局・情報流通行政局）

### （１）電波法及び放送法の一部を改正する法律案

○日比野会長 それでは、続きまして報告事項、電波法及び放送法の一部を改正する法律案につきまして、柳迫電波政策課企画官および岡井放送政策課企画官から説明をお願いいたします。

○柳迫電波政策課企画官 電波政策課の柳迫と申します。

2月4日に閣議決定して国会に提出させていただきました電波法及び放送法の一部を改正する法律案の概要について御報告します。

前半は私から御説明し、後半は放送政策課から御説明します。

資料の2ページを御覧ください。今回の法改正の柱としまして、大きく5つございます。

1点目の柱が、電波監理審議会の機能強化でございます。こちらにつきましては、これまで総務大臣が電波の利用状況調査・評価を行いまして、周波数再編アクションプランを策定し、周波数割当計画を見直して、新たな電波利用システムの導入につながる周波数再編を実施して、P D C Aサイクルを回しておりました。

今回は、このP D C Aのうちのチェック機能の強化をするために、電波の利用状況調査の基礎調査は、これまでと同様に総務大臣が行うのですけれども、評価の部分と、評価のためのヒアリングなど自律的な調査につきましては、電波監理審議会が実施するという法改正を行うものでございます。

電波監理審議会の機能強化の具体的な中身につきましては、下の部分の青枠でございます。

1つ目が、有効利用評価の方針の制定というものでございます。この方針に基づいて評価を行います。2つ目が、この評価のための免許人等に対する自律的なヒアリングでございます。3つ目が、このヒアリングなどを踏まえまして、有効利用評価の実施・勧告を行うものでございまして、具体的には周波数の再編、再割当てを勧告することが想定されます。

携帯分野につきましては、5Gや、今後導入が見込まれるBeyond 5Gなどの技術革新が激しいということもございまして、高度な専門性を有する電波監理審議会に評価機能を移すものでございます。電波監理審議会の体制としまして、これは政令事項になるのですが、新たに評価を行うための部会を設置することと、特別委員を追加することを想定しております。

また、そのための事務局機能も、定員要求等を行って体制を整えていくこととしてございます。

2点目の柱が、資料の3ページを御覧ください。携帯電話等の周波数の再割当て制度の創設等でございます。

これまで、携帯電話の周波数の割当てにつきましては、総務大臣が開設計針を制定して、開設計画の中で最も電波の有効利用に資する計画を認定するという形で周波数の割当てを行っております。

こちらにつきましては、開設計画の認定期間中は、開設計画に従って基地局を開設していくことになるのですが、認定が切れた後も再免許を繰り返して、割当てを受けた事業者が、事実上、周波数を使い続けている実態がございます。

この場合ですと、認定が切れた後、電波の有効利用が不十分であっても使い続けることができるといった課題がございます。

また、携帯電話の周波数の割当てにつきましては、低い周波数帯から割当てを行っておりまして、例えば、後発事業者については、新たに割当てが行われる高い周波数の割当てを受けることは可能ですけれども、低い周波数につきましては、既に割当て済みということで、手を挙げる機会すら与えられないというところが、今、携帯電話の周波数固定化の課題でございます。

こうした課題に対応するために、今回、電波法を改正しまして、3つのケースで周波数の再割当てを可能とする仕組みを導入しようとするものでございます。

1つ目が、資料にございますとおり、電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないときということで、先ほどのページで、電波監理審議会の評価を今回導入しようとしていますけれども、その評価結果を踏まえまして、一定の基準に満たない場合に周波数の再割当てを可能とするものでございます。

2つ目が、競願の申出と書いておりますが、法律上は、開設指針制定の申出制度を導入するものでございます。割当てを受けていない事業者が割当てを受けている事業者よりも電波の有効利用ができると考えたときに、こうした競願の申出制度を使っていただいて、手を挙げる機会を確保するものでございます。

こちらにつきましては、この申出を踏まえまして、再割当て審査の実施の要否について総務大臣が決定することになるのですけれども、その決定に当たっても、電波監理審議会に諮問することを今回の法案で義務付けることとしています。

3つ目が、電波の公平かつ能率的な利用を確保するための携帯電話周波数等の再編でございます。例えば、3Gの時代に割り当てた周波数の幅というのが、電波の有効利用の観点から幅を広くしていく必要があるときには、隣接の割り当てた周波数と統合しまして、新しい周波数の割当ての幅を確保するなどといった再編が、これから5G、Beyond 5Gの時代に向けて必要になれば、

こういったことも可能にするものでございます。

ただし、この周波数の再割当てにつきましては、既存の免許人の利用者への影響の懸念なども、電波政策懇談会の議論でも出てきたところでございますので、既存免許人等への手続保障として、総務大臣への意見聴取の義務付け等も、今回の法案で手当てしてございます。

また、※1にございますように、排他的に免許申請ができる期間、開設計画の認定期間でございますけれども、従来は原則5年で運用しておりましたが、こちらにつきましても、今回、原則10年に延ばすことを考えてございます。

これは既存免許人の方への予見性を確保するとともに、初期投資コストの回収期間なども考慮したものでございます。

また、周波数の再割当ての結果、新しい免許人が割当てを受けた場合には周波数の移行が発生します。この周波数の移行を円滑に促進していくために、これまで周波数の再編で用いられておりました終了促進措置、既存免許人の方の移行費用を新たに割当てを受けた者が払うことによって、周波数の使用期限よりも早く電波を使えるようになるという、この終了促進措置の活用を可能とする規定も設けております。

ただし、携帯事業者同士の協議ということになりますので、お互い競争関係にあるということもございまして、※3にございまして、終了促進措置の協議が調わない場合は、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする仕組みを導入することとしてございます。

携帯関係のそれ以外の改正項目としては、下に2つございます。1つ目が特定基地局の開設に係る責務でございます。今回、開設計画の認定期間、排他的に免許申請できる期間を原則5年から原則10年に延ばそうということもございまして、その期間、ほかの事業者がその周波数を使えないことになってしまいます。そのため、割当てを受けた事業者は、開設計画に記載した設置場所

以外の場所でも、特定基地局の開設に努めなければならないという責務規定を新たに導入するものです。

2つ目が右側にございますとおり、電波の公平利用の確保に関する事項の開設指針の記載事項への追加ということで、諸外国でも特定の事業者に周波数が集中することを排除するために、周波数の割当てのときに、既に割り当てられた周波数の幅などを勘案して、手を挙げられる周波数の幅の上限を定める周波数キャップという仕組みが導入されてございます。

今回、我が国でも同様に電波の公平利用の確保に関する事項の一例として、割当てのときに手が挙げられる周波数の幅の上限に関する事項などを開設指針の記載事項として追加するものでございます。

3点目の柱が、4ページでございます。電波の利用料制度の見直しについてでございます。

電波利用料は、無線局全体の受益を目的とする事務の費用に充てるために徴収するものでございまして、こちらにつきましては、電波法で用途が限定列挙されてございます。

今回の法改正のポイントとしましては、新たに用途を追加するという事で、B e y o n d 5 Gの実現等に向けた研究開発のための補助金の交付を可能とするものでございます。

具体的には、これまで電波法では、国が研究開発の主体となるものについては電波利用料を充てることができたのですが、B e y o n d 5 Gのように、現在、第三者機関が研究開発の主体となっているものについても電波利用料を使って補助金の交付を可能にするといった用途規定の見直しを行うものでございます。

もう1点が、3年ごとに電波利用料の料額を改定しておりますけれども、今回も電波利用共益事務の総費用は750億円規模を維持する中で、料額の改定

を行うものでございます。

次の5ページ以降は放送政策課から御説明します。よろしく申し上げます。

○岡井放送政策課企画官 続きます、放送政策課の岡井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

④、⑤につきましては、私のほうから御説明を申し上げます。

残るは2点、④は外資規制の見直しの関連、そして、⑤はNHKの受信料に関するところを主な内容としております。

このうち、⑤のNHKの受信料につきましては、実は昨年4月14日の会合で、こちらで一度御説明をさせていただいた内容と全く同じでございます。昨年、放送法の一部を改正する法律案として通常国会に提出をいたしました、最終的に衆議院の解散に伴いまして廃案となったものでございます。

今般、引き続き、その重要性を認識しておりますので、法案の中に盛り込んで、全く同じ内容で提出をさせていただいたものという位置づけでございます。

こちら、後ほど少し触れてまいりますけれども、まずは④の外資規制のほうにつきまして、少し厚く御説明を申し上げます。

こちら外資規制の見直しにつきましては、昨年6月3日に電波監理審議会の皆様から勧告、それから要望をいただいたことを踏まえまして、その後、様々な取組を進めてまいりました。

そして、その取組の進捗状況に合わせまして、昨年の7月14日の会合では、まず、今の制度の中で取り組めるものをとということで、政省令の改正の方向性につきまして、私からお話を申し上げました。

それから、もう1点、昨年の12月22日の会合では、その後、開催されておりました外資規制に関する検討会につきまして、取りまとめの状況、ちょうどパブリックコメントの期間ではありましたが、意見募集の状況などを御説明申し上げました。今般の法案には、外資規制の検討会において取りまと

めた内容のうち、法律事項に関するものが盛り込まれております。

主な柱としては3点ございまして、1番の外資規制の実効性を確保するための制度整備、それから、左下に参りまして、2番の外資規制違反時の是正措置の整備、さらには3番、外資規制の廃止又は緩和、このメニューで構成をされております。

まず、1番から見てまいりますと、こちらは勧告の中で、審査体制の強化として、例えば議決権比率を確認できるような書類を求めるとか、あるいは適時適切に把握するための仕組みを導入すべきであるとか、そういった御指摘をいただいたことも踏まえましてつくったものでございます。

1番につきましては、主に3つの措置で構成されております。

まず、入り口の部分、認定や免許の際の申請時に、記載事項として、外資比率、それから外国人役員に関する事項を行政庁において把握できるようにするというのがこの仕組みでございます。

それから、免許あるいは認定の期間中においても、このような比率、あるいは役員の構成状況というのは随時変化をいたしますので、その変更があった場合に総務大臣への届出を義務づける、このような仕組みを新しくどの事業者の類型においても導入するというのが②でございます。

それから、③、もう1点、定期的な報告というところですがけれども、こちらは先ほど申し上げたような変更の状況のほかに、遵守のために講じた措置、例えば特定の企業の中でセミナーを開催して制度に対する理解を深めましたとか、あるいは業界団体で開催する研修に参加をして、他社の状況も共有いたしましたとか、そういった外資規制の遵守に関して取った措置についても主に御報告いただくというものでございます。

この3つの措置を組み合わせ、常時、きちんと行政庁においても、各事業者における外資規制の状況について把握をしていこうと、その結果、これ以上

外資規制の違反が起こらないようにしていこうというものでございます。

実際の運用につきましては、右側のグラフにございますように、例えば、外資規制の基準に近づいた事業者につきましては、0.1%の変更であっても都度出していただきたいとか、あるいは、外資規制の基準から遠く離れているような事業者であれば、まとまった変更があった場合にのみ届出をいただこうとか、実際の状況に合わせてきちんと回っていくように運用していくつもりでございます。

この辺りは、法案が仮に通った場合の成立後の政省令整備によるところもございしますが、きちんと今後もこの趣旨を踏まえて運用ができるように進めていきたいと思っております。

続きまして、左下2番に移ります。外資規制違反時の是正措置の整備というところですが、こちらは昨年6月3日で申しますと、要望の中で、例えば、事情勘案に関する条項についてとか、あるいは違反に対する是正措置についてとか、そういった形で御指摘をいただいたものもこちらに含まれると考えております。

まず、制度といたしましては、これまでどおり、外資規制違反があった場合は原則、認定あるいは免許を取り消すと、この点は変わっておりません。ただ、その前段階と申しますか、違反の状況、それから受信者の利益に及ぼす影響、これらを勘案いたしまして、必要があると認めるときは、期間をまず定めると、その期間中に当該違反をしている事業者に対して、その状況の是正を求めていく、このような制度を導入できればと考えております。

是正がなされましたら、そのまま事業を継続していただくということになりますし、他方、是正がかなわなかった場合につきましては、原則どおり取消しをしていくと、そういった是正の期間を設けるのがこちらの仕組みでございます。



なお、「等を勘案し」とございますけれども、このような勘案する事項につきましては、省令を定める際に電波監理審議会の皆様に対して諮問をしていくという形になる制度を考えております。

それから、右下3番、外資規制の廃止又は緩和の部分ですけれども、外資規制の基準そのものについても検討会で御議論をいただきまして、取りまとめの中では、規律を見直す特段の事情も見受けられないといったような記載がなされております。

ただ、その一方で、こちらに挙がっている2点につきましては見直すべきであるというような指摘をいただきまして、まず、1点目、こちらは放送ではございませんけれども、船舶又は航空機に開設される無線局の外資規制を廃止するものでございます。従来から、外国籍の船舶あるいは航空機につきましては、適用除外が設けられていたこと、それから、主な先進国でこういった外資規制については廃止の傾向にあること、こういった事情を踏まえまして、今般廃止の方向で考えているものでございます。

それから、2点目、コミュニティ放送、地域のFM放送とは異なりまして、1の市町村を基準として行われるFM放送でございますけれども、こちらについては、間接出資規制を廃止する。社会的影響力の小ささと申しますか、地域のものに比べて、同じ放送区域内で放送が行われていて、かつ規模が小さいと、そういったような事情を踏まえまして、今般、間接規制については廃止をし、直接出資規制のみで規律をしていくという形で考えているものでございます。

続きまして、⑤、6ページに移ります。こちらは先ほど申し上げたとおり、去年御説明申し上げた内容と変わりませんので、ざっと概要のみ御説明できればと思っております。

まず、受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度が1番でございます。こちらは、やはり①から③までの3つの措置でできておりまして、①は積立金

制度を設けて受信料の値下げのための原資を確保するもの、それから、②は中間持株会社を設立して業務の効率化を図り支出を抑えるもの、それから、③は割増金制度を設けて、不公平を是正しつつ収入を確保するものということで、①と③を全て組み合わせた上で、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図っていただければと思っております。

それから、左下、NHKの協力の部分ですけれども、民放が字幕放送、解説放送、いわゆる障害者向けの放送を行う場合や、それから、地理的な難視聴の解消などに関しまして、NHKはノウハウを有しておりますので、そのノウハウを民放に対して供与するような、そのような努力義務を設けるものでございます。

それから、最後に右下の3番になりますが、基幹放送の業務等の休廃止、これを事前に公表する。令和2年に地域のFM放送が2件、放送を廃止してしまったという事例が起きましたので、そのことも踏まえまして、そのような場合は受信者への影響が大きくなりますので、事前に公表していただきたいという制度を設けるものでございます。

以上、私からの御説明になります。④は外資規制、そして、⑤は受信料の適正かつ公平な負担を図る制度で、昨年と同じものという形ではございますが、放送関係2本の柱をこの法案に盛り込んでいるというところでございます。

ありがとうございます。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

○林委員 それでは、私のほうから、よろしゅうございませうか。

○日比野会長 林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。電波法改正案では、電監審の機能強化の点が謳われており、あらためて身の引き締まる思いですが、電波法99条の11

の諮問に係る新規項目であるとか、あるいは26条の2及び3に電波有効利用評価に係る事項が改正項目として上がっておりますが、これ自体はまさに電監審の機能強化に資するものであり、内容には大いに賛同するものではありませんが、1点確認させていただけますと幸いです。

これまで電監審は、ありていに申しますと、諮問に対して答申をする機関であり、いわば「受け身」の機関でありましたが、資料2頁にございますように、改正案では、電波有効利用評価は「電監審が行う」とされていまして、今後は能動的な役割を担うことも期待されております。この点、平成11年4月27日の閣議決定による「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」では、電気通信審議会、いまの情報通信審議会が「基本的政策型審議会」と位置付けられているのに対して、電波監理審議会は、ご案内のように、「法施行型審議会」とされておまして、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会として位置付けられております。今回の新設の26条の3にかかる電監審の機能強化にかかる改正は、これまでの法施行型審議会として電監審の位置付け自体に変更はないということを確認させていただきたいと存じます。つまり、法施行型審議会においても、「行政の執行過程における計画や基準の作成」は法施行に付随するとして認められていると承知しておりますので、そのような観点から、今般の法改正に至ったのか、そのあたりの法制局とのやりとり等を通じた整理につきまして、確認させていただければ幸いです。

長くなりましたが、以上です。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。林委員から、今、御質問いただいた点ですけれども、今回、法改正で電波監理審議会の機能強化をするに当たりまして、大きな論点になっておりました。

最終的には、法制局とも整理させていただきました。今回の法改正に伴いまして、電波監理審議会が新たに実施する事務として、電波の有効利用評価や評価のための必要な調査を法律に位置づけ、これは作用法である改正後の電波法の一部を担うものであり、改正後の電波法で規定する事務の範囲内であると、また、有効利用評価につきましては、現行の電波法でも必要的諮問事項とされている総務大臣による周波数割当計画の作成、開設指針の制定等につながるものでございますので、法施行型審議会である電波監理審議会の所掌事務であるという考えで整理させていただきました。

以上でございます。

○林委員 よく分かりました。ありがとうございます。整理できました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。あと、いかがでしょうか。笹瀬代理、いかがですか。

○笹瀬代理 じゃあ、私から一つ、今の林先生のご意見に関わるのですけれども、電監審の機能強化で有効利用評価の方針を決めるということが書いてあるのですが、特に電波の有効利用というのをどう考えるかが重要であると思います。というのは、昔だと電話ですから、有線にしても遠くへ行ったら、1分幾らとか3分幾らとか決まっていて、距離と時間で比例すると、分かりやすいですよ。つまり、送るビットレートが決まっていますので。

ところが、データになってくると、どちらかというと、これまでは高速大容量というのが基本だったわけですが、ただ、これから考えるとセンサーとかそういうので、こういう5Gとかを使うようになってくるとすると、必ずしも高速大容量ではなくて、多数の無線端末とかセンサー端末を使うということで、有効利用というのをどう見るかというのは、かなり微妙になるんですね。

つまり、たくさんユーザがいるから、ここに書いてある例で、3ページに書いてあるカバレッジとか新たな技術投入というのは、カバレッジは分かりやす

いと思うのですけれども、でも、逆に言うと、広くカバーしなくてもいいニーズもいっぱいあったり、それから、狭いところで大量のものが使いたい、工場の中とか、そういうニーズもあったりということで、多分、今いらっしゃるキャリアさんが、みんな同じ目的でサービスインするというわけではなくて、例えばある会社はセンサーネットワーク系が強いと、その代わり非常に低額で、かつユーザのそういうセンサーを、それこそ何億台とカバーするようなことがあるかもしれないし、それは各キャリアさんがどういう戦略でこれから収益を上げていくかに依存しますよね。

そういうことで、評価の基準がある程度ふらつくと、頑張ってきたところが、要するに評価が全く違くと排除されるようなことになりかねないですよ。

ですから、そういう意味では、ぜひ電監審が機能強化をする前に、この方針に関しては、ぜひいろいろなキャリアさんなり、もしくは世の中の動向を見て頂いて、ニーズに合った適切な方針をご検討いただきたいと思います。私は個人的には、あと10年もすると携帯電話という、電話という言葉がなくなるかもしれないと思っているんですね。つまり、私なんかも携帯電話を持っていますけれども、多分、電話で使うのはほとんどなくて、ほとんどメールとか、もしくはそういうデータのやり取りで使っている場合が多いですよ。

ですから、そういう面では、どういうふうに電波を使っているかということをやうまく見ていただいて、やはりニーズに合う評価ができるような仕組みをぜひ考えていただいて、それが電監審の機能強化の方針策定が大きな要点になるとすると、ここはかなり議論をしなければいけないと思いますので、ぜひ、総務省の皆さんと、かつ部会の特別委員の方も含めてうまく議論していただければいいと思います。

以上です。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。今、御指摘の点はもっとも

だと考えてございまして、今回、まさに電波監理審議会が評価主体になる背景としましても、このモバイル分野を中心とした技術革新により、高度に専門的な評価が必要になっているところがございます。

例えばモバイルですと、評価基準の例としてカバレッジ、新たな技術の導入、トラフィックなどを見ていくことが考えられますけれども、これを見ていくに当たりましては、やはり周波数の特性を踏まえて基準を設定していく必要があると考えております。

低い周波数、高い周波数それぞれに、モバイル分野であっても使い方というのが事業者によっても変わってきます。

また、評価に当たっても、事業者ごとに評価をしていくということを想定していますので、各事業者が最初に割当てを受けたときの開設計画が最初の出発点になりますけれども、それをベースに、技術革新が進んでいきますと、そういった技術革新の動向も踏まえながら、評価の基準を適宜、適切に見直していくことになると思います。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員、いかがですか。

○長田委員 私から特にございません。

○日比野会長 よろしいですか。矢嶋委員はいかがでしょう。

○矢嶋委員 私も笹瀬委員と同じように、この一定の基準という評価基準が非常に気になっておりまして、基本的に紛争というか、利害が対立するところになりますので、やはり、どれだけ公平公正な基準をきちっと策定して、紛争当事者に納得のいただけるような評価をできるかというところが非常に重要になると思いますので、この基準策定に当たりましては、きちっと関係者にヒアリングしつつ、作成していくことがとても重要ではないかと思っております。そ

の観点から、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。評価方針、評価基準につきましては、これから、まさに法律が成立しましたら電監審においてつくっていくこととなりますけれども、そこは電監審の事務局とうまく連携しながら進めていければと思っております。よろしく願いします。

○矢嶋委員 よろしく願いいたします。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

私からは、岡井企画官に1つ質問してよろしいですか。

○岡井放送政策課企画官 はい。よろしく願いいたします。

○日比野会長 NHKに中間持株会社をつくることで業務を効率化して支出を全体として抑制するという目的になってはいますが、抑制の程度はどの程度でしょうか。なかなか現段階で分かるかどうか分かりませんが、中間持株会社設立による成果、効果というのをしっかりフォローしていただきたいなと思います。

今、既にどの程度抑制できるか、もし分かれば教えていただきたいですし、それがなければ、総務省側でもしっかりフォローしていただければと思います。

○岡井放送政策課企画官 ありがとうございます。御指摘のとおり、中間持株会社は言わば一つ組織が増えることにもつながりますので、この中間持株会社を通じて、いかに業務を効率化していくか、それから、支出を抑制していけるかというところは、総務省のほうでもしっかりと注視していきたいと思っております。

どの程度の削減効果があるかという点につきましては、これまでNHKのほうから検討会、分科会でしたけれども、分科会場で示されたデータとして、およそ8億円というような数字も出されているところではございます。

ただ、こちらにつきましても、そのとおりに実現できるかどうかといった点

をしっかりと我々のほうでも確認していきたいと思っておりますし、また、法案の中でも見直し規定を置きまして、今後、この中間持株会社というものを通じて、いかに効率化が図られたかという点を確認してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項については終了ということにしたいと思えます。ありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の関係する審議を終了いたします。

総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

## 諮問事項（情報流通行政局）

(1) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第11号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第11号、日本放送協会放送受信規約の変更の認可について、飯倉放送政策課長から説明をお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 放送政策課の飯倉です。

資料の1ページから御説明したいと思います。NHKの受信規約の変更の認可というものでございます。

まず、諮問の概要です。NHKから放送法の第64条第3項の規定に基づきまして、NHKの受信規約の変更の認可申請があったものです。

こちらにつきましては、NHKの受信料制度等検討委員会の答申の結果を踏



まえて行われたと聞いております。

(1) の変更内容であります。受信規約におきまして、受信料の支払いを3期分、これは6か月分以上ですけれども、延滞したときは、1期当たり2%の割合で延滞利息を支払わなくてはならないと規定されております。

これにつきまして、新型コロナウイルスの影響で、令和2年4月から支払いを猶予するという措置を、認可を受けて講じているというところ です。

つまりですが、この期間につきましては、延滞利息を発生させないということと、そして、この期間を延滞利息の発生要件である3期分の期間に通算しないという措置を講じているということ であります。

こちらにつきましては、当初、令和3年3月までということ で認可をして いたわけですが、既に2回延長して おります、現在では令和4年3月ま で延長して おります。これを、今回の申請ではさらに延長いたしまして、令和4年9月まで延長したいということ であります。

次のページをお願いいたします。変更しようとする条項ですが、現行 につきましては、先ほど申し上げた令和4年3月までということ ですが、こち ら変更案としまして、令和4年9月までというふうに変更したいと考 えて おります。

(3) 事業収支に及ぼす影響でありますけれども、こちらは時限的な措置で すので、今後の事業運営に及ぼす影響はなかなかないのではないかと して おります。

施行期日は4月1日からということ にして おります。

審査の結果ですが、こちらはコロナの感染症の影響を踏まえまして、 延滞利息に係る特例措置の延長をするものであって、現下の感染症の 状況や、支払い困難な受信契約者の発生 の状況に鑑みて、妥当なもの として 申請 のとおり認可することが 適当であるとして おります。

補足として、2点、御説明させていただきます。

1点目は意見募集についてです。前回延長したときに、林委員のほうから、受信規約の変更をするときは、なるべく意見募集を行いましょうということをお指摘いただいております。こちら、もちろんNHKにも伝えていたわけですが、今回につきましては、昨年末の時点では、感染状況が落ち着いていましたので、当初延長しない方針であったと聞いております。しかしながら、本年1月以降、オミクロン株により感染が急拡大したことを受けて、急遽、この認可申請のために2月22日の経営委員会にかけたということで、今回は意見募集を実施する時間がなかったと聞いております。

もう1点が、こちらは笹瀬委員から御指摘いただいた、延長を判断するための基準ということでもあります。こちらNHKに確認いたしましたところ、新型コロナウイルス感染症の感染者数も含めた状況の変化ですとか、緊急事態宣言、まん延防止措置などの適用状況、NHKへの問合せ件数、支払い猶予申出件数、こういったものの状況を踏まえて、総合的に判断していると聞いております。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、お願いたします。

笹瀬代理、よろしいですか。

○笹瀬代理 はい。結構です。こういうのはやっぱり毎回、何か理由を述べてもらったほうがいいですね。そのほうが、ずっと今後、これから5年も10年もこうなる可能性もあるので。ですから、そういう面では何らかの、今回ののはよく分かりましたので、収まりかけるということが、また、ぶり返しと繰り返しかもしれませんので、よろしくお願いたします。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 あと、長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 適切な対応だと思いますので、賛成いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。私も大いに賛同するものでございます。

それから、NHKとのやり取り、ありがとうございました。以上です。

○日比野会長 矢嶋委員はいかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からは特段異論ございません。どうぞよろしくお進めください。

○日比野会長 日比野も全くこれは異論ございませんので、結構でございます。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございます。

○日比野会長 はい。ありがとうございました。

それでは、諮問第11号は諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○長田委員 はい。賛成です。

○矢嶋委員 異議ございません。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

## (2) 日本放送協会に対する令和4年度国際放送等実施要請

(諮問第12号)

○日比野会長 では、続きまして、諮問第12号、日本放送協会に対する令和4年度国際放送等実施要請につきまして、こちらも飯倉放送政策課長から説明をお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。こちらの資料に基づきまして御説明いたします。

こちらの、後ほど出てきますけれども、放送法第65条に基づきまして、総務大臣がNHKに対して、毎年度開始の前、大体3月頃に国際放送の要請をしているものです。そして、この要請が諮問事項になっているということで、今回、諮問をさせていただいているところです。

まず、国際放送とは何かというところですが、1ページ目、国際放送は2つあって、一つがラジオ、一つがテレビということになっております。

まず、ラジオのほうの国際放送の概要ですが、多言語、複数の言語で放送しておりますので、延べということで、1日当たり56時間ほど放送しております。

そして、放送区域は欧州、中米と書いてありますが、15区域ということで、基本的には全世界に放送しております。

主要言語は日本語、英語等で18言語。

そして、送信施設につきましては、国内は茨城県の八俣に短波の送信所がございます。そちらで世界に向けて送っておるのですが、途中で海外の中継局を17か所、借りてございまして、こちらを使って短波、そしてFM、中波、これらの放送をしております。

次のページを御覧ください。こちらはテレビのほうの国際放送の概要でして、放送時間につきましては、外国人向けで実質的に24時間、そして、邦人向けで1日5時間放送しております。

放送区域につきましては、表記が少しラジオと違いますけれども、基本的には全世界で視聴することが可能となっております。

使用言語は日本語と英語での2言語。

送信衛星につきましては、下のほうに絵が描いておりますけれども、33基

となっています。

受信方法は2パターンありまして、青いほうで示しているものにつきましては、普通の御家庭の受信機とアンテナを用いて視聴することができるものでして、これが青いところでプロットしているもの。

そして、オレンジでプロットしているものが、こちらは大きなおわんが必要だということで、こちらはCATVですとか、ホテルなどの大きな施設で視聴が可能というものであります。

続きまして、3ページです。こちらは要請放送の目的であります。こちらは我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進、海外との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供するというものであります。

4点目が、要請の概要であります。放送法をそのまま読み上げますけれども、第65条としまして、総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項、そして、放送事項というのは、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項や国の重要な政策に係る事項等、その他必要な事項を指定して国際放送を要請することができることとされております。

そして、要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由には配慮しなくてはならないとなっております。

そして、第67条、この要請に係る部分の費用については国が負担するとされており、(2)として書いてありますが、令和4年度につきましては、ラジオは9.6億円、テレビは26.3億円で、合計35.9億円となっております。

国際放送全体では200億超の予算を使ってNHKは実施をしていますが、これら要請放送を含めて一体的に実施しているという状況です。

これまでの取組を5番目に書いております。ラジオのほうは昭和26年から、テレビのほうは平成19年度から実施をしております。

そして、先ほども言いましたが、自主放送、自ら行っている放送と一体として要請放送の分もNHKはやっております。

そして、4ページ目が要請放送の要請書そのものでございまして、この4ページは、その中でもラジオの部分についてであります。1、2、3、4とありますけれども、まず、1つ目は放送事項で、こちらにつきましては、基本的に(1)として法律と同じことが書かれております。

そして、(2)といたしまして、留意事項としまして、北朝鮮における日本人拉致問題、そして、新型コロナウイルス感染症に係る国内の最新状況といったものに留意してほしいと書いております。

そして、3として、先ほどの放送区域やその他必要な事項として、通常の国際放送と一体としてやること、送信所に係る記述、言語に係る記述等を書いております。

最後に国の負担として、業務にかかる金額を超えない範囲内とし、別途示しますということ。最後にこの点だけは昨年度と異なるわけですが、実施期間について、1年度、更新した数字を書いております。

次の5ページになります。5ページは、テレビ国際放送についての記述であります。ラジオと基本的に同じことを書いておりますが、違う点といたしましては、1の(2)として、留意事項、テレビの場合はラジオと違いまして受信環境が整っておりませんので、北朝鮮の拉致に関する留意事項は、特にテレビに関しては記載をしておりません。

そして、テレビに関しては、3の(4)としまして、昨年度要請したことになるのですが、令和3年度の右の記載につきましては、東京オリンピックについての記載がありましたが、こちらは来年度に対しては削除しているといった違いがあります。

説明は以上になります。御審議よろしくお願いたします。

○日比野会長 御説明ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○林委員 林ですけれども、毎年のごとでございますので特にはないのですけれども、ウクライナ危機が危急迫っておりますので、邦人の安全であるとか、その辺りの情報、既にNHKは留意されていると思いますけれども、特にその辺りをお願いしたいという要望でございます。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。ウクライナに関してですが、今でも国際放送につきましては、これまでどおり、ウクライナでラジオもテレビも視聴可能と報告を受けております。

○林委員 ありがとうございます。

○笹瀬代理 笹瀬です。

○日比野会長 どうぞ。

○笹瀬代理 多分、今、ウクライナなりロシアなり、報道統制をしていますので、そういう面でいうと、報道統制していますから、やっぱりラジオ、テレビ、かなり大きいと思うんですね。

特に日本人の向こうにいらっしゃる方、本当に命の危険も感じておられるので、それから、デマじゃない、本当のことを言うとデマ扱いされて逮捕されたりすることもあるので、そういう意味では、こういう放送は極めて重要だと思いますので、ぜひ、そういうことは、こちらの総務省とか国のほうからNHKさんにいろいろお願いはしているのですか、流す放送に関して、かなりチェックはされているのですか。それとも、もうNHKさんにお任せをされているのでしょうか。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。報道機関ですので、自主的な取組を我々としては尊重しております。ただし、ロシアの今回の報道機関に対する新しい法律につきましては、我々も憂慮はしてまして、CNNとかBBC

につきましては、当面、ロシアにおける報道は控えようという動きがありましたので、これから予断を許さない状況がくるかもしれないとは思っております。

以上です。

○笹瀬代理 私も放送を見ていると、テレビの、NHKのモスクワ支局長のお話を聞いていると、明らかに時間遅れありますから、衛星回線を使ってつないでいると思うのですけれども、逆に言うと、これから話す内容をチェックされたりすると、要するにロシアにとって都合の悪いというか、逆に言うと、デマだと言いかねないような情報が流れてくる可能性もあるんですよね。そういうのを、ぜひ、国としてもよくウォッチしていただいて、特に日本人の方が国から出れるような仕組みというんですか、飛行機も全て止まっちゃうとどうしようもなくなっちゃいますよね。ぜひ、その辺のところをよく、よろしく願いいたします。こういう意味で、本当にこの放送は重要だと思いました。

以上です。

○飯倉放送政策課長 承知いたしました。

○日比野会長 ありがとうございます。あと、長田委員は何かございますか。

○長田委員 特にございません。

○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員はいかがでしょうか。

○矢嶋委員 こちらについても異論ございません。よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。日比野もこの件は特に大丈夫です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、諮問第12号は、諮問のとおり要請することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○笹瀬代理 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することとい



たします。ありがとうございました。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございました。失礼いたします。

○日比野会長 以上で情報流通行政局の審議を終了します。

情報流通行政局の職員は退出をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○日比野会長 それでは、本日、予定時間5分ほど超過しましたが、これにて終了といたします。

答申した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛てに提出してください。なお、次回開催は令和4年4月6日、月曜日、15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。